
プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 72 回税効果会計専門委員会及び第 453 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 72 回税効果会計専門委員会（2021 年 3 月 4 日開催）及び第 453 回企業会計基準委員会（2021 年 3 月 11 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資簿価修正に関する論点の検討

第 72 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 通算子会社の株式の取得原価と税務上の簿価純資産額に取得当初から差がある場合にも、将来の課税所得を増額又は減額する効果を有するとして、繰延税金資産や繰延税金負債を計上することになるのか。
3. 評価損に係る将来減算一時差異に関して、例えば分類 1 で繰延税金資産を計上している場合について、すべからく投資簿価修正による繰延税金負債を計上するという考え方で良いか。評価損に係る繰延税金資産が計上されていない場合には、将来の売却可能性を踏まえた判断となっており、連結納税制度の取扱いを踏襲するということがよいか検討して頂きたい。
4. 連結納税制度では、実務対応報告第 5 号等において、投資簿価修正による影響を一時差異と同様に取り扱うものとしていたという記載があるが、実務対応報告第 5 号では、同様に取り扱うとする直接的な記載はなかったため、現状の記載ぶりで問題がないか。
5. 設例 6 に投資価額修正という用語が記載されているため、投資簿価修正に用語を統一して頂きたい。
6. 設例 6 の第 2 項(2)における、「通常、計上しないと考えられる」という表現が適切か否か検討して頂きたい。
7. 設例 6 の第 2 項(3)のただし書きについて、(2)の繰延税金資産の計上要件と(3)の繰延税金負債の計上要件に照らした場合に適切かどうか確認して頂きたい。

第 453 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 連結納税制度を踏襲するという提案と理解したが、グループ通算制度に移行するにあたり、特に検討を要した点はあったのか。また、連結納税制度下で認識された問題はなかったのか。
9. 評価損を計上した場合の投資簿価修正において、評価損と投資簿価修正相当額に係

る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳開示は、総額と純額のどちらで考えるべきか明確にしていきたい。

注記事項に関する追加の分析

第 72 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

10. 望ましいという表現を踏襲しないことについて、ニュアンスが後退した印象を受けるが、事務局の提案については了解した。

第 453 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. 事務局の提案について理解した。利用者としても提案内容で支障はないと考える。

連帯納付義務に関する注記

第 72 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

12. グループ通算制度に参加しているすべての子会社について注記を求めるのではなく、親会社及び連帯納付義務の履行の可能性のある比較的規模の大きな子会社を対象を絞り込んでいる点に賛成する。
13. 連帯納付義務の履行の可能性のある子会社について、純粋持株会社などの用語の定義を明らかにする必要はないか。また、中核的な事業を行っている同規模の子会社が複数ある場合にどの子会社が注記の対象となるかや、年度によって規模が異なることにより対象となる子会社の入れ替わりが生じるのかなど、注記の対象となる子会社が明確になるように表現の見直しを検討して頂きたい。
14. 注記する金額は、税務の申告作業において把握される金額ではなく、あくまで決算作業上で把握される金額であるという理解でよいか。また、注記の対象となる子会社が複数ある場合に、連帯納付義務を履行する可能性に応じてそれぞれが管轄する子会社の財務残高のみを注記するというような想定はあるのか。
15. 中間持株会社など、親会社でない会社が連結財務諸表を作成する場合に、その連結財務諸表上では保証残高が生じるため、連結財務諸表では注記を求めないとした対応が適切か検討して頂きたい。
16. 純粋持株会社の親会社がグループ内の資金調達を担っている場合、結果的に親会社が連帯納付義務を履行することになるが、そのような場合には子会社における注記の有用性がないのではないか。

第 453 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. 財務諸表等規則における偶発債務の注記は、将来において事業の負担となる可能性がない場合には注記は不要になると考えられるが、この点は検討されているか。また、訴訟などにおいては実務上、将来において事業の負担となる可能性の評価を

個々の企業で行い監査も行っており、それと同様に会計基準で定める必要はないのではないか。

18. 親会社の注記の有用性について、「一定程度はあるものの高いとまでは言えない」という記載はどのような意味となるか。また、「純粋持株会社において実質的に中核的事業を行っている通算子会社」について、純粋持株会社を有するような企業グループにおける中核的事業を行っている通算子会社のことを指しているということによいか。
19. 注記を求める通算子会社の定義の方向性は理解できるが、判断基準として使用することは難しいと考える。
20. 連帯納付義務を履行する可能性は非常に低いものの、存在しているため、注記を求めること自体は理解できる。しかし、連帯納付義務全体の金額を注記するとかえって利用者に誤解を与えてしまう恐れがあるため、利用者のグループ通算制度の理解によるところもあるが、グループ通算制度を適用していることを注記することで、連帯納付義務を負っていることを暗示するという対応をとってはどうか。
21. 連結納税制度下では、連帯納付義務の開示の必要性が指摘されたことはなく、今後も、連帯納付義務の履行により重大な事象が発生することは想定しづらい。また、注記が有価証券報告書等で公表される時期と納税時期が前後するため、作成コストに値する有用性があるか疑問である。そのため、一旦は注記を求めないこととし、公開草案へのコメントやそれ以降での意見があれば対応するということによいのではないか。

適用時期及び経過措置

第72回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

22. 早期適用をしなかった場合、2022年3月期の決算においては、グループ通算制度を前提とした税効果ではなく、特例的な取扱いを適用し、従来通りの会計処理を行うということで良いか確認させて頂きたい。
23. 12月決算の場合は、2021年12月決算期と2022年12月決算期で、早期適用のタイミングが2回あることになる。十分な準備時間が取れると思われる2022年12月決算期についても、影響額を損益計上する経過措置を認めてよいのか。
24. 早期適用の場合でも、原則は遡及適用するということが読み取りづらく表現を検討して頂きたい。また、早期適用の場合、原則に従えば剰余金への加減で、経過措置に従えば損益に含めることとなり、選択の余地があるが、問題がないか検討して頂きたい。
25. 原則適用と早期適用で、1日しか差がなく、1日の差で処理が変わってくるということによいか検討して頂きたい。

26. 実務対応報告第5号等を踏襲することとしていることから、本実務対応報告の適用に伴う影響は、税法の変更に伴う影響になると考えられ、本来は損益に計上すべきものであると考えられるが、それを剰余金で調整することが適切か検討して頂きたい。

第453回企業会計基準委員会で聞かれた意見

27. 本来2020年3月に反映させるべきであった税制改正の影響を特例的な取扱いによって繰り延べており、強制適用時に、当該影響を含めた適用による影響を期首剰余金で調整するという考え方は分かりやすいと考える。その一方で、早期適用時でも、それまで繰り延べていた金額を調整するという観点からいけば、期首剰余金の調整で対応すべきではないか。また、単体納税制度からグループ通算制度に移行する場合、文案の中の適用時の取扱いを適用すると2022年3月末から影響を考慮することになるが、適用時期等では早期適用になるというのは整合性を欠いているのではないか。
28. 何が税制による影響に該当し、何が会計方針の変更による影響に該当するのかや、早期適用の場合と強制適用の場合でそれらがどのように処理されるのかということを知りやすく示して頂きたい。

本文

第72回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

29. 結論の背景における個別財務諸表の繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、グループ通算制度に関する記載での将来減算一時差異の解消見込額は、将来減算一時差異の解消見込額と相殺後のものであることを明示して頂きたい。

コメントの募集及び公開草案の概要

第72回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

30. 通算税効果額に係る債権債務の表示について、連結納税制度における個別帰属額の取扱いと同様である旨がわかるように記載して頂きたい。

第453回企業会計基準委員会で聞かれた意見

31. 適用時の取扱いについての議論をコメント募集に記載しないという事務局の対応の考え方は理解した。
32. 適用時期等については、今回の審議やその対応を踏まえて、今後、質問項目を追加するのか。
33. 全体の整合性を考慮すると、税効果会計に関する会計処理を質問項目として取り上げたほうが良いのではないか。

以上